

国立研究開発法人情報通信研究機構  
令和7年度 第2回契約監視委員会 議事概要

1. 日時

令和7年12月4日（木）14：00～15：30

2. 場所

Webexによるオンライン開催

3. 出席者（委員（敬称略、五十音順））

加藤 暢一（委員長・公認会計士（加藤公認会計士事務所））

佐藤 健治（情報通信研究機構 監事）

土井 美和子（情報通信研究機構 監事）

名越 秀夫（インテックス法律特許事務所 弁護士・弁理士）

4. 開会

情報通信研究機構の増山理事より挨拶があった。

5月22日（木）をもって辞任となつた手塚委員の後任として、早稲田大学 基幹理工学部 情報理工学科の佐古 和恵教授が、当機構の主務省である総務省の事前了解及び当機構内の委嘱手続きを経て11月1日（土）付けで当委員会の外部委員に就任したことを報告した。また、委員5名中4名の出席により、契約監視委員会設置要綱第6条第2項に定めている委員会の開催要件を満たしていることを報告した。

5. 議題

（1）「令和7年度上半期の実績」について

（2）「令和7年度調達等合理化計画に基づく取組」について

6. 議事概要

（1）「令和7年度上半期の実績」について

情報通信研究機構（以下「機構」という。）からの説明に基づき、以下の項目について、その内容を点検及び確認した。

令和7年度の契約実績（契約実績の傾向、競争性のない随意契約に関する調達、一者応札・応募の状況、2か年連続一者応札・応募の状況、2か年連続一者応札・応募に関する点検）

なお、機構から2か年連続一者応札・応募に関する契約監視委員会の点検対象について提案した結果、委員からの提案を踏まえ、過去3年間に点検を受けたものを除き、以下の方法により選定することとして了承された。

- ・ 5,000万円以上の案件については、全てを対象とする。
- ・ 5,000万円未満の案件については、各委員が優先順位を付した上で5件選定し、優先順位が1位の案件については、全てを対象とし、その他については、複数選定された案件を優先し、契約金額に基づき上位15件程度を対象とする。

○ 委員からは、以下の意見、質問等があつた。（答）は機構側回答。

（問）中長期計画の最終年度にあたり、契約金額、件数が増えるのは理解するが、調達の時期と適切性について、どのように検討して、その適切性を判断しているのか。

(答) 要求元である各研究室が、単年度ごとに研究計画を策定し、それに基づいて調達を実施している。今年度は、大型案件として役務の借入案件やその他の契約案件があり、契約金額増加の要因になった。

(問) その借入案件について、どのような案件か。

(答) スーパーコンピューターの借入案件。

(問) システム系の随意契約が他のところでも多くあり、その透明性について議論されることがある。例えば、随意契約を締結し、更に2、3カ月後に増額の依頼が来ることがあるが、公共事業の場合には、30%ルールとなっていて、契約額の30%を超えると別契約にするなどしており、このスーパーコンピューターについては、そういう増額依頼はなかったと理解してよいか。

(答) そのとおり。

(問) これは、毎年契約して、その都度継続していく契約になっているのか。

(答) 来年度以降については、未定と聞いている。

(問) システム系の契約の特徴として、納入業者のシステムを入れると、その後の維持、パーツ交換、修理の場合にも、ほとんど同じ納入業者のものを使わなければならないというケースが多く、費用が膨張する傾向にあるので、その辺りのことを懸念していたが、今のところ、そういう状況にはないと考えてよいか。

(答) そのとおり。

(問) この借入は、レンタル、リースなどに近い独占的借入だと思うが、タイムチャージ性の借入もある。本件は、タイムチャージ性なのか、独占的使用権なのかについて、どのような検討がなされたのか。

(答) 本案件は、ポイント制である。そのポイントを使用して、この計算機を利用している。相手先の実施している借入の方式に合わせている。

## (2) 「令和7年度 調達等合理化計画」に基づく取組」について

機構からの説明に基づき、その内容について点検及び確認した。

○ 委員からは、以下の意見、質問等があった。(答) は機構側回答。

(問) 契約方式が変更になった案件について、事前のe-ラーニング等の受講等で、発生を防げたものは、どのくらいあるのか。また、回避策として、ケースメソッドを用いるのがよいのではないかと思うが、導入はしているのか。

(答) 競争性のない随意契約については、事前のe-ラーニング等の受講等で防止できたと考えられ、該当案件は8件と考えられる。財務部主催の説明会でも、ケースメソッドを用いた説明は実施しており、今後も継続していく。

(問) 契約締結後から作業開始までに適切な準備期間を確保するための提出期限のリマインド時期について、どのようなタイミングでされているのか。

(答) 当年度4月1日に、契約種別ごとに提出期限を機構内全体に広く周知している。また、9月には、翌年度4月開始の案件の提出期限を同様に広く周知している。提出期限のリマインドについては、期限の1週間前に実施している。

(問) 入札情報配信サービスについて、機構のホームページと同じ内容なのか。また、頻度、周知等の現況を教えていただきたい。

(答) 内容は、ホームページとは異なり、入札の案件名を登録事業者にお知らせしている。そのため、案件の詳細は、ホームページを閲覧していただくようにしている。登録事業者は増加しており、契約担当者が事業者へのメールの送信時に、入札情報配信サービスの配信登録を促すお願いも送信している。

(問) 隨意契約検証チームについて、これとは別に審査会はあるのか。検証から審査までの流れと専任職員について確認したい。

(答) 隨意契約検証チームにおける担当者が検証し、検証した結果を同じ随意契約検証チームの確認者が再度審査を行う双方のチェック体制にて実施している。随意契約検証チームの専任職員は6名体制、審査は4名体制で実施している。

(問) 隨意契約検証チームの担当者で随意契約の妥当性をチェックし、そこでフィルターをかけ、更に確認者の審査で厳重にチェックするという二段構えになっているということか。

(答) そのとおり。

以上